

---

# 盲ろう者向け同行援護

---

高橋 信行

# 1 地域生活支援事業と個別給付

---

## 1. 地域生活支援事業

- 盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー派遣事業
- 手話通訳者派遣
- 日常生活用具給付
- etc

## 2. 個別給付

- 同行援護
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- etc

## 2 地域生活支援事業と個別給付の主な相違点

表1 地域生活支援事業と個別給付の主な相違点

事業	予算	派遣時間	地域格差	使い勝手
地域生活支援事業	少ない	少ない	ある	良い
個別給付	多い	多い	ない	制限が多い

### 3 盲ろう者向け同行援護の概要

---

1. 同行援護を盲ろう者も使えるようにした。
2. 報酬に盲ろう者加算を設けた。
3. 現行の通訳介助者が盲ろう者向け同行援護でサービス提供者として従事できるようした。

## 4 同行援護の新しい報酬体系

現行の「身体介護を伴う」単価と「身体介護を伴わない」単価を一本化した。

例) 3時間30分以上4時間未満の場合

- 現行の「身体介護を伴わない」 628単位
- 現行の「身体介護を伴う」 1,005単位

→ 一本化後の新しい基本単価 736単位

※これまで盲ろう者が同行援護事業を利用した場合、ほとんどの方は「身体介護を伴わない」単価を適用されていた。

## 5 盲ろう加算

---

盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算を新設

基本的な盲ろう者加算

25%に相当する単位数を所定単位数に加算

障害支援区分3の者を支援した場合

さらに20%を加算

障害支援区分4以上の者を支援した場合

さらに40%を加算

## 6 報酬の計算例

---

例) 3時間30分以上4時間未満の場合

- 障害支援区分2以下の盲ろう者  $736 \text{ 単位} \times 1.25 = 920 \text{ 単位}$
- 障害支援区分3の盲ろう者  $736 \text{ 単位} \times 1.2 \times 1.25 = 1,104 \text{ 単位}$

---

## 7 支援区分の割合の推定

---

盲ろう者の支援区分は以下のように推定される\*1。

- 支援区分3は約15%
- 支援区分4以上は約50%

---

\*1 平成28年度障害者総合福祉推進事業による当協会の実態調査

## 8 同行援護従業者の資格要件の見直し

---

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で、盲ろう者の支援に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、2021年3月までの暫定的な措置として、同行援護従業者養成研修を修了した者とみなす。

※本暫定措置対象者は、報酬を10%減算する。

## 9 同行援護従事者養成研修を受講する際の免除科目について

平成30年度中に検討

盲ろう者向け通訳・介助員が本来の同行援護従業者養成研修（一般20時間）を受講する場合の免除科目などについて、平成31年度からの実施を目途として、厚生労働省においてさらに検討を進める予定である。

## 10 対象者の範囲

---

以下の全ての要件を満たす盲ろう者

- 視力障害、視野障害、夜盲のいずれかの視覚障害がある。
- 移動障害がある。(慣れていない場所であっても歩行できる方を除く。)
- 聴覚障害6級以上。

※現行の通訳・介助員派遣の利用者は、ほぼ全ての方が対象となる見込み

## 11 サービス提供の手段

---

各地域でサービスを提供する手段として次の二つが考えられる。

1. 友の会で事業所を立ち上げて実施する。
2. 既存の事業所で盲ろう者向け同行援護を実施してもらう。

## 12 盲ろう者の自己負担について

同行援護を利用した場合、一定以上の収入がある世帯（障害者とその配偶者）については、かかる経費の1割の利用者負担が生ずる。

ただし、次の負担限度額が設定されている。

### 負担限度額

- 概ね年収300万円まで 負担月額 0円
- 概ね年収300～600万円 負担月額 9,200円
- 概ね年収600万円 負担月額 37,200円

※負担額が0円の世帯が約93%である。

## 13 地域生活支援事業との併給

---

同一の地域内で、  
同一の利用者が、  
盲ろう者向け同行援護事業と  
現行の地域生活支援事業による通訳・介助員派遣事業の  
両方を利用できる。

※二つの事業の使い分けについては、両事業の派遣コーディネーターの間において調整することが望ましい。

## 14 盲ろう者向け同行援護ではできないこと

### 利用制限

1. 通勤、通学、作業所への通所など、毎日行う定期的な利用はできない。
2. 同行援護は、基本的に「外出時」の支援とされており、自宅内での継続的な利用はできない。
3. 現行の通訳・介助員派遣事業において、チケットによる利用はできない。  
(特定の通訳・介助者の指名や直接依頼は、事業所が認めれば可能)

## 15 同行援護サービス費の算定基準

### 基本単価

- 30分以上1時間未満 291単位
- 1時間以上1時間30分未満 420単位
- 1時間30分以上2時間未満 484単位
- 2時間以上2時間30分未満 547単位
- 2時間30分以上3時間未満 610単位
- 以降30分当り63単位増

※1単位は、基本10円（事業所の所在する地域により、11.20円から10円までの単価差がある。）

## 16 通訳・介助員の自家用車に盲ろう者が乗ることについて

厚生労働省の見解

同行援護従業者が乗用車を利用して  
移動支援を行うことは差し支えないが  
運転中は報酬の対象時間として算定されない。